

西富小学校いじめ防止基本方針

平成30年1月30日改訂

いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

西富小学校では、全職員が「いじめはいつでも、どこでも、誰にでも起こる問題であり、いじめ問題に全く無関係で済む児童はいない」と考えている。いじめ問題を解決するためには、未然防止と早期の発見、早期の対応に取り組んでいくことが重要となる。そのため、

- 1 日常の学校生活の中で一人一人の児童が自分に自信をもち、良好な人間関係を築いていけるように、学校全体の組織的な取り組みを進めていく。
- 2 いじめを発見した際には、校内組織による対応を行うとともに、保護者の理解と協力も求め、外部機関とも十分に連携をとりながら問題解決に臨む。

教師も児童も保護者も、いじめは絶対に許さないという共通の考え方のもと、全ての児童が安心して学校生活をおくれるよう、いじめ防止基本方針を策定した。

いじめの定義について

いじめの定義については、「いじめ防止対策推進法」の規定によるものとする。

- 第2条** この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。
 - 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
 - 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

いじめの基本認識について

- ① いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こり得る」ものであるという、意識を持つ。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にあるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により、暴力（傷害罪）、恐喝（脅迫罪）、（侮辱罪）、強要等の刑罰法規に抵触する場合もある。
- ⑥ いじめは、学校や教職員の児童生徒観、指導の在り方が問われる問題でもある。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方にも大きな関わりを有している。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき課題である。
- ⑨ いじめは、担任一人で抱え込まず、学校組織として対応し、必要に応じて諸機関との連携を図る。

いじめの構造について

○第1段階 **ふざけ**

遊び、いたずら 等

ささいなことも見逃さない

けんかやふざけあいであっても見えないところで被害が発生している場合もある

○第2段階 **けんか**

いじわる、からかい、見逃し、軽く考える 等

ていねいな対応

対応の記録、報告

好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能

○第3段階 **いじめ**

◆心理的いじめ

言葉での脅かし、ひやかし、物隠し、落書き、仲間はずれ、集団無視、しつこい悪口 等

◆物理的いじめ

殴る、蹴る、たたく、金品をたかる、使い走り 等

学校いじめ対策チームにおいて情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す

いじめ対応チーム いじめ対策プロジェクトチーム

いじめの理解について

いじめの理解については、以下の共通の認識をもって対処するものとする。

いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうる問題である。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、児童の多くが被害も加害も経験するものである。しかし、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることにより、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命または身体に重大な危険を生じさせることにつながる。

いじめの被害・加害という二者関係だけでなく、学級や学年等の所属集団の構造上の問題や「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする者の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在等にも注意を払い、全体としていじめを許容しない雰囲気をつくりあげていくことが重要となる。

学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 生徒指導委員会

校長、教頭、生徒指導主任、教育相談主任、各学年及び担外代表からなる組織で、月1回開催する。児童のいじめや不登校に関する状況を情報交換するとともに、いじめ防止に関する方策の見直しも検討する。

(2) いじめ防止対策委員会

いじめ問題が発見された場合に立ちあげる組織である。校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、人権教育主任、学年主任、担任、養護教諭、相談員等で構成する。問題の明確化、指導方針や役割分担を決定し、問題解決に向け着手する。

(3) いじめ対応チーム（校内重大事態対応組織）

いじめ防止対策委員会により決定された指導方針や分担に従い、事実関係の調査や問題解決のための対応を具体的に行う。

＜指導や援助に関する具体的な役割分担＞

- ・被害者支援担当
- ・加害者指導担当
- ・傍観者、観衆、全体指導担当
- ・保護者、マスコミ対応担当 等

いじめ未然防止のための取組

(1) 学級・学年経営の充実

- 分かる、できる授業を実践する中で、児童一人一人が成就感や充実感をもつとともに、考え方や取り組み方の違いのよさに気づけるようにする。
- 日常の児童との生活の中で、児童の実態を把握しながら児童間の良好な人間関係づくりに努める。
- ※ 児童朝会・学級会活動・体験活動の推進
- ※ 5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）の推進

(2) 道徳教育・人権教育の充実

- 道徳の授業をとおして、児童の自己肯定感を高めるとともに、互いを尊重し合う心情を醸成する。
- 全ての教育活動のなかで、道徳教育・人権教育の視点を大切にし、人権を尊重することや思いやりの心などを育てる。
- ※ 命の教育、心の教育の充実
- ※ 道徳的な実践力の育成

(3) 特別活動の充実

- 学級内での話し合い活動や集会活動、係活動等の実践をとおして、集団で高まっていこうとする意欲を育てる。
- 異年齢集団による活動を多く取り入れ、協調して協力する体験を積ませることにより、人とよりよく関わる力を育てる。
- ※ スマイル班での異学年交流活動の推進
- ※ 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実

(4) 情報モラルに関する指導の充実

- 外部機関とも連携しながら、情報モラルに関する指導を行うとともに、学校だよりなどを使い保護者へも啓発する。
- ※ 子ども安全見守り講座の活用によるスマートフォン、携帯電話、ゲーム機等の危険や保護者の役割についての啓発

いじめの早期発見のための取組

(1) 定期的・日常的ないじめの実態把握

- 年2回の児童へのアンケートにより、いじめの実態を調査・把握する。
- 児童の文章や児童との会話の中から、いじめの兆候を発見する。
- 「心のふれあい相談員」と各担任が情報を共有し、いじめを疑われる相談を見落とさないようにする。
- 連絡帳や電話による保護者からの情報を真摯に受け止め、いじめへ発展しないよう協力体制をつくる。

(2) 教職員の指導力向上

- 学級経営が第一！いじめや暴力行為を許さない学級づくりのために
 - ・自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生するという危機管理意識を持つ。
 - ・常に子どもと学ぶ姿勢を持ち、受容的、共感的態度で接する。
- 小さな危機を見逃さない、見て見ぬふりをしない。
- 憶測を入れずに事実を報告。担任一人で判断せず、些細なことも報告。

(3) 教職員の研修の実施

- 埼玉県教育委員会発行の「彩の国 生徒指導ハンドブック」等の資料を活用しながら、いじめに関する研修を実施する。
- 被災児童生徒（東日本大震災により被災、原子力発電所事故により避難している児童生徒）を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うことができるよう、講師を招聘するなどして、研修を実施する。

いじめへの対処

(1) いじめ問題に対応する連携体制の整備

- 学校だけでは解決が困難な場合は、所沢市教育委員会学校教育課「健やか輝き支援室」や中学校区四校連絡協議会などと連携して対応する。
- 状況に応じて、所沢市立教育センターやこども支援センター、福祉関係機関、児童相談所、警察等との情報共有を継続的に行う。

(2) 教育相談体制の充実

- 相談室の運営を工夫し、相談員による児童・保護者との相談活動を充実させる。
- 担任だけでなく、必要に応じて管理職による面談等を実施するなど、相談の機会や方法を増やす。

(3) いじめる側の児童への指導の充実

- いじめる側の児童への指導にあたっては、全職員が毅然とした態度で組織的に臨み、状況が改善されない場合には個別指導の機会を十分にとる。
- いじめる側の児童に対する指導では、保護者にも状況を十分に伝えながら理解と協力を求め、学校・保護者が共通理解のもと足並みをそろえて取り組む。

(4) 児童の主体的な活動の支援

- 状況に応じて、学校全体あるいは学年・学級でいじめをなくす取組が、児童を中心とした活動につながるよう支援する。

家庭や地域との連携

(1) 保護者・地域との連携強化及び啓発の促進

- 児童の学校生活の様子やいじめの実態、対応方針等について、懇談会や個人面談の機会を活用し保護者に協力を求める。
- 学校公開日や「向陽、富岡中学校区安心安全な学校と地域づくり支部会議」等の機会を利用し、地域の方にも本校児童の状況を伝える。
- 学校だよりやホームページを活用しながら、広く学校の情報を発信するとともに学校応援団や、青少年を守る会や民生児童委員など地域の子どもを育てる組織との協力体制を強化する。

(2) 保・幼・小・中連携の強化

- 向陽中学校区、富岡中学校区3校毎に構成する学期1回開催の「四校連絡協議会」の場で各校の状況を把握するとともに、小中9年間を見通した指導を目指し連携を深める。
- 保育園・幼稚園との情報交換や交流をとおして、新入学児童の状況を十分に把握し、入学当初の躓きを軽減する。
- 「四校連絡協議会」の場を活用し、いじめの未然防止に向けて幼児教育においても、発達段階に応じて幼児がほかの幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちをもって行動できるよう、取り組みを促す。

重大事態への対処（p7の関係図を参照）

想定される重大事態（法第28条の規定）

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な障害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合
- ⑤ 児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

(1) 重大事態の報告

- 重大事態が発生した場合には、直ちに所沢市教育委員会へ報告し、指導と支援を受けながら対応する。

(2) 調査と対応の実施

- 校内重大事態対応組織（p3を参照）を設置し、事実関係を明確にするための調査と問題解決に向けた対応を行う。

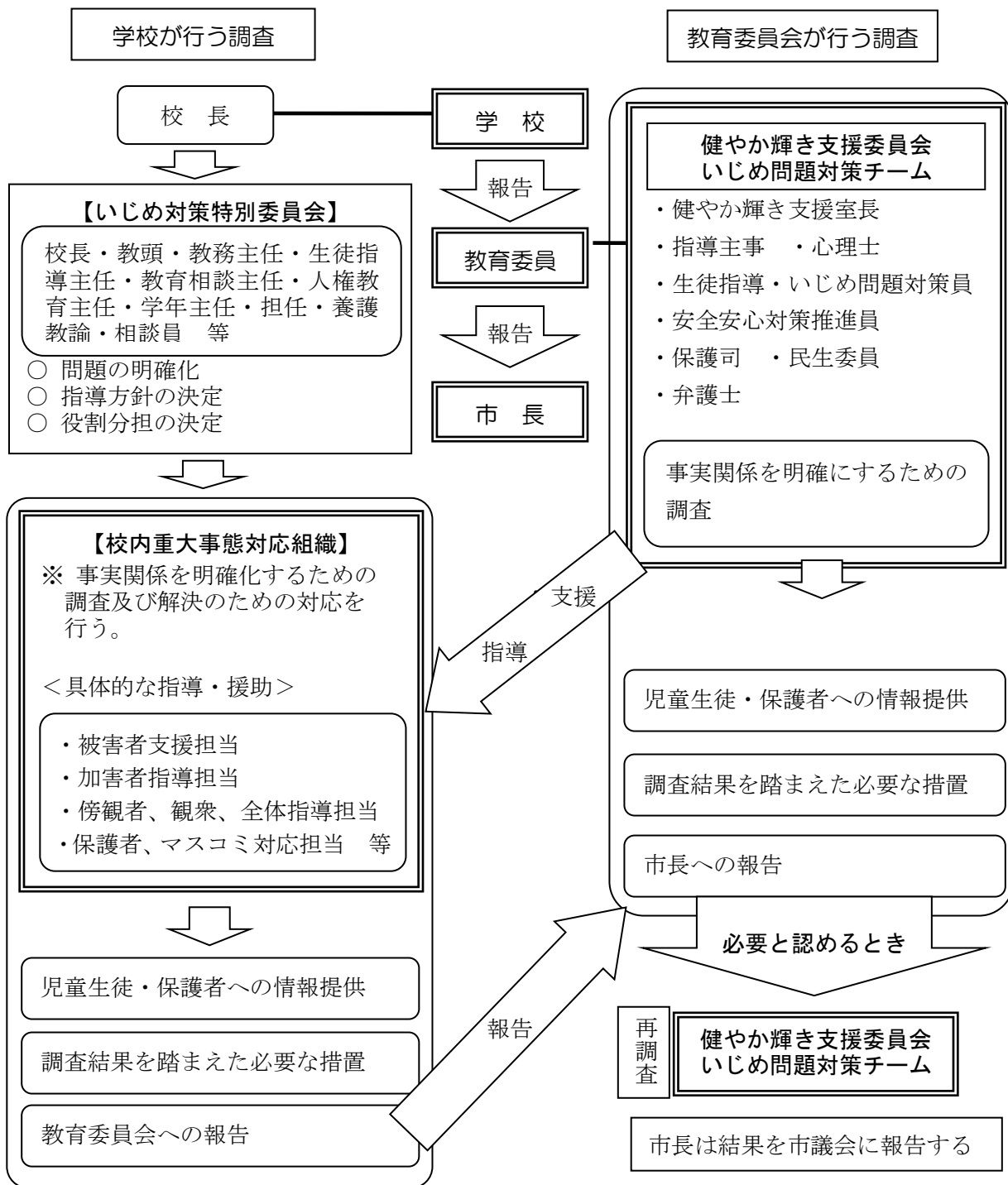
(3) 調査結果の説明と報告

- 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童とその保護者に対して説明を行う。説明にあたっては、他の児童のプライバシー等に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮しながら実施する。
- 調査結果については、所沢市教育委員会に報告する。

【重大事態発生時の対応】

想定される重大事態（法第28条の規定）

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な障害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合
- ⑤ 児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合



<別表1> いじめ防止に係る取組の年間計画

月	取組の内容		
	教職員の取組 日常の指導以外	児童の活動 行事等を生かした人間関係づくり	保護者・地域との連携 啓発活動・体験活動
4月	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導委員会（情報交換） いじめ対策に関する共通理解 	<ul style="list-style-type: none"> 学級、学年開き 1年生を迎える会 	<ul style="list-style-type: none"> 授業参観、懇談会 あいさつデー（富岡中） 小中合同挨拶運動（向陽中）
5月	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導委員会（情報交換） なかよしアンケート （実施・分析） 	<ul style="list-style-type: none"> わんぱくタイム 人権作文、標語 遠足（1～4年） 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭訪問 あいさつデー（富岡中） 小中合同挨拶運動（向陽中）
6月	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導委員会（情報交換） 四校連絡協議会（小中連携） 	<ul style="list-style-type: none"> 西富小子ども大会 修学旅行（6年） 	<ul style="list-style-type: none"> 全校除草 あいさつデー（富岡中） 小中合同挨拶運動（向陽中）
7月	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導委員会（情報交換） 学校評価（いじめ対策の評価） 	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊学習（5年） スマイル班遊び 	<ul style="list-style-type: none"> 授業参観、懇談会 あいさつデー（富岡中） 小中合同挨拶運動（向陽中）
8月	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導関係校内研修 北地区研修会（小中連携） 	<ul style="list-style-type: none"> 各地区の夏祭り等への参加 	<ul style="list-style-type: none"> 各地区の夏祭り 富岡地区防災訓練
9月	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導委員会（情報交換） 	<ul style="list-style-type: none"> スマイル班遊び 	<ul style="list-style-type: none"> 授業参観、懇談会 富岡地区敬老会 あいさつデー（富岡中） 小中合同挨拶運動（向陽中）
10月	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導委員会（情報交換） 四校連絡協議会（小中連携） 	<ul style="list-style-type: none"> 運動会 わんぱくタイム 	<ul style="list-style-type: none"> 個人面談 あいさつデー（富岡中） 小中合同挨拶運動（向陽中）
11月	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導委員会（情報交換） いじめに関するアンケート （実施・分析） 北地区研修会（小中連携） 	<ul style="list-style-type: none"> 市内親善音楽会（5年） 校内音楽会 スマイル班遊び 	<ul style="list-style-type: none"> 富岡地区文化祭 学校公開日（音楽会） あいさつデー（富岡中） 小中合同挨拶運動（向陽中）
12月	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導委員会（情報交換） 学校評価（いじめ対策の評価） 	<ul style="list-style-type: none"> 持久走大会 わんぱくタイム 	<ul style="list-style-type: none"> 授業参観、懇談会 学校評価（保護者・地域） あいさつデー（富岡中） 小中合同挨拶運動（向陽中）
1月	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導委員会（情報交換） 学校評価（いじめ対策の改定） 保、幼、小連絡会 	<ul style="list-style-type: none"> スマイル班遊び 	<ul style="list-style-type: none"> あいさつデー（富岡中） 小中合同挨拶運動（向陽中）
2月	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導委員会（情報交換） 4校連絡協議会（小中連携） 	<ul style="list-style-type: none"> スマイル班遊び 6年生を送る会 	<ul style="list-style-type: none"> 新入学児童保護者説明会
3月	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導委員会（情報交換） 向陽中1日入学体験 次年度の学級編制 	<ul style="list-style-type: none"> 卒業証書授与式 スマイル班遊び 	<ul style="list-style-type: none"> 授業参観、懇談会

※いじめが発見された場合及び重大事態発生時には、「いじめ対策特別委員会」及び「校内重大事態対応組織」を立ち上げ対応する。

<別表2> いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

◇学校全体としての取組

		児童へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容	
いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> ○個々の価値観等の理解 ○正しい判断力の育成 ○差別を許さない気持ちの育成 ○奉仕的体験活動への積極的参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○自他よさを知り、大切にしようとする心の育成 ○善悪の判断する力の育成 ○地域での様々な体験活動への参加 ○ネット使用に関する約束づくり 	
いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> ○集団から離れて一人でのいる児童への声かけ ○個別面談やアンケートによる情報収集 ○持ち物へのいたずらや紛失があった際の即時対応と原因究明 ○心のふれあい相談員との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的・積極的な子どもとの会話 ○服装の汚れや乱れ、ケガなどのチェック ○持ち物の紛失や買った覚えのない持ち物の増加の確認 	
いじめの早期対応	暴力を伴ういじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聴き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握と迅速な対応 ○休み時間や登下校時にも教師が見回りを行うなど、被害が継続しない体制づくり ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことによる事実や心情的把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめを絶対許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止する ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係諸機関(市教委、警察、児童相談所等)との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校はいじめられた側の児童を守る対応をすることに関する理解 ○事実の冷静な確認と子どもからの聴き取り ○被害児童・保護者への適切な対応(謝罪等)
	暴力を伴わないいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聴き取りによる、精神的な被害の的確な把握と迅速な対応 ○休み時間や登下校時にも教師が見回りを行うなど、被害が継続しない体制づくり ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことによる事実や心情的把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめを絶対許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止する ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係諸機関(教育センター、カウンセラー等)との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校はいじめられた側の児童を守る対応をすることに関する理解 ○事実の冷静な確認と子どもからの聴き取り ○被害児童・保護者への適切な対応(謝罪等)
	行いが分かりにくいいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○苦しい気持ちへの共感と「いじめから全力で守る」ことの約束 ○本人や周囲からの聴き取りによる、つらさの的確な把握と迅速な対応 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことによる事実や心情的把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめを絶対許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止する ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係諸機関(教育センター、カウンセラー等)との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校はいじめられた側の児童を守る対応をすることに関する理解 ○事実の冷静な確認と子どもからの聴き取り
観衆や傍観者の児童		<ul style="list-style-type: none"> ○はやしたてたり傍観したりすることが、いじめに加担することと同じであることや、いじめられた児童の苦しさを理解させる指導 ○人の言いなりにならず、正しい判断のもと自分の意志で行動することの大切さの指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに気付いた場合、観衆や傍観者とならず教師や保護者へ話すように指導 ○どんな場合でも観衆や傍観者にならないという強い意志の育成 	

◇家庭や地域との連携

各家庭(PTA)への依頼	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもに関心をもち、会話や観察をとおして寂しさやストレスに気付いてください。 ○結果だけでなく、途中の頑張りもしっかりと認めて褒めてあげてください。 ○いけない言動をとったときには、厳しく叱ってください。
地域への依頼	<ul style="list-style-type: none"> ○あいさつをとおして、子どもたちと顔見知りになってください。 ○公園や近所で子どもが困っている場面を見かけたら、声をかけてやってください。 ○いけない行為をしている子どもがいたら、叱ってください。